

葛巻町農業委員会
第7回総会議事録

1 日 時 令和4年1月20日(木) 午後1時30分から午後2時05分

2 会 場 総合センター 産業経営相談室

3 会議に付した議案

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について

4 出席委員

① 深 澤 進 ② 門 場 政 一 ③ 藤 森 康 隆

④ 上 家 照 男 ⑤ 川 崎 美由起 ⑥ 久 保 淳

⑦ 落 宰 勝 ⑧ 星 野 順 子 ⑨ 外 平 静 子

5 欠席委員

6 議事録署名委員

⑥ 久 保 淳 ⑦ 落 宰 勝

7 書記(農業委員会事務局)

松 浦 利 明 (事務局長) 松 尾 さゆり (主 幹)

事務局長 お疲れ様でございます。
ただいまから、葛巻町農業委員会第7回総会を開催いたします。
それでは会長より、あいさつを頂戴した後、議長となり議事を進めてもらいたいと思
いますので、よろしくお願いします。

会 長 【あいさつ】
ご苦労様です。
令和4年の新しい年を迎えまして、最初の総会ということで、改めまして、今年もよろ
しく願います。

昨年末コロナウイルス感染拡大もだいぶ収まったようですが、また新たな変異株が出て
感染拡大しております。県内ではまだ出ておりませんが、だんだんに増えてくる頃と思
います。これまで通り、感染拡大防止をしながら日頃の活動をよろしく願います。

議 長 【開 会】
それでは、総会に入ります。
ただ今から、葛巻町農業委員会第7回総会を開会いたします。
本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。
本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

議 長 《日程第1》
日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名委員は、6番久保委員、7番落宰委員のお二人を指名いたします。
また、会議書記は、事務局職員の松浦事務局長と松尾主幹を指名いたします。

議 長 《日程第2》
次に、日程第2「会期の決定」を行います。
会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

議 長 【「異議なし」の声】
異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

議 長 《日程第3》
次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

議 長 【主幹 挙手】
松尾主幹。
はい。お手元の会務報告をご覧ください。

月 日	内 容	出 席 者
12月22日 (水)	農地中間管理機構との貸借・売買契約締結 (役場 農業委員会事務局)	岩手県農業公社職員 事務局職員
12月28日 (火)	家族経営協定締結調印式 (2件) (役場 相談室)	深澤会長 松尾主幹 環境工ネ課1名
1月4日 (火)	新年交賀会 (町内 グリーンテージ)	深澤会長

1月7日(金)	第2回葛巻町産業新興協議会幹事会 (役場 第4会議室)	松浦事務局長
1月13日(木)	第2回マスタープラン実践に係る地方推進会議 (盛岡市 合同庁舎)	松尾主幹
1月14日(金)	農業委員会事務局ミーティング (役場 農業委員会事務局)	事務局職員
1月14日(金)	現地確認調査 (町内)	上家委員 落宰委員 松浦事務局長 吉田係長
1月17日(月)	第2回葛巻町産業振興協議会委員会 (役場 第4会議室)	深澤会長 松浦事務局長

以上でございます。

議長 ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第4》

議長 次に日程第4「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 松尾主幹。

議長 議案書は1ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書を3件受理しましたので、ご報告いたします。

相続登記が完了したことにより届出があったものです。

地目、面積等は記載のとおりです。

なお、受理通知書につきましては、それぞれ1月17日に送らせていただいております。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を4番上家委員にお願いします。

【4番 上家委員 挙手】

議長 上家委員。

現地確認結果を報告します。

1番の土地は、いずれも農地であることを確認しました。

2番の土地は、飼料畑となっており、一部にパイプハウスがあることを確認しました。

3番の土地は、4か所に山ぶどうが作付けされており、残りは畑になっていることを確認しました。

なお、雪で現地まで行けなかった箇所については、航空写真で確認しました。

以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

《日程第5》

議 長 次に日程第5「報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議 長 松尾主幹。

議 主 議案書は2ページをご覧ください。

今月は1件の工事進捗状況報告書を受理いたしましたので、ご報告いたします。

●●●●●●●●●●が砂利採取のため、一時転用許可を受けた分の進捗状況報告で、1月21日に報告書が提出されました。こちらは、完了報告となります。

いずれも、1月14日に上家委員と落宰委員とともに、工事の完了を確認しております。

なお、地区担当である市村推進委員からは、特に意見等がない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。

以上です。

議 長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を7番落宰委員にお願いします。

【7番 落宰委員 挙手】

議 長 落宰委員。

議 7 現地確認結果を報告します。

報告の土地は、砂利採取が完了し、平らに整地されておりました。

以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

《日程第6》

議 長 次に日程第6「議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議 長 松尾主幹。

議 主 議案書は3ページをご覧ください。

今月の農地法第4条の許可申請は2件となります。

1件目は、●●●地区の●●●●●●●●●●さん所有の農地で、●●●第●●●地割字●●●の畑1筆4,437㎡に植林し、永久転用すると言うものです。

5ページの事業計画書に記載のとおり、申請地は山林原野に囲まれた農地で、周辺も山林化しており、日照不足に加え、作業道も道幅が狭いため、農地として利用するには条件が悪く、今後農地として利用していく見込みがないことから、植林して有効活用を図りたいというものです。

申請地の位置図は、8ページをご覧ください。

配置図は、6ページをご覧ください。

調査書は7ページをご覧ください。4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、すべての項目において許可要件を満たしていると認め

られるものです。

次に2件目は、●●●地区の●●●●さん所有の農地で、●●第●●地割字●●●の畑1筆2,447㎡に植林し、永久転用するというものです。

申請地は、平成28年の豪雨災害で、今まで使用していた橋が決壊し、圃場まで行く手段が寸断され耕作放棄地となっているため、植林をし、有効活用を図りたいというものです。

申請地の位置図は、14ページをご覧ください。

配置図は12ページをご覧ください。

調査書は13ページをご覧ください。4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、すべての項目において許可要件を満たしていると認められるものです。

なお、地区担当の柳岡推進委員と下道推進委員からは、いずれも意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を4番上家委員にお願いします。

【4番 上家委員 挙手】

議長 上家委員。

4番 現地確認結果を報告します。

1番の土地は、降雪のため現地に行くことができませんでした。

航空写真で確認したところ、牧草地となっておりましたが、しばらく利用されていないようでした。また、周りも山林に囲まれていました。

2番の土地は、取り付け道路となっていた橋が流されたため、以前は牧草地であったものの、最近では放置されているような状況でした。トラクターで行くのが困難なため、植林するのもやむを得ないと思われました。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は原案のとおり、許可相当として県知事に意見を提出いたします。

《日程第7》

議長 次に日程第7「議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

- 議 主 長 幹
- 【主幹 挙手】
松尾主幹。
議案書は16ページをご覧ください。
「所有権移転分」について、ご説明いたします。
●●市在住の●●●●さん所有の●●第●●地割字●●●の田1筆301㎡を岩手県農業公社へ売買するものです。
利用目的、売買価格等はお目通しください。
以上でございます。
- 議 長
- 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。
- 議 長
- 【「なし」の声】
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 議 長
- 【「異議なし」の声】
異議なしと認め、採決に移ります。
議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 議 長
- 【挙手全員】
挙手全員です。
よって議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定いたします。
ここで、議長を交代いたします。
- 議 長
- 《日程第 8》
次に日程第8「議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。
この案件は、座席番号1番の深澤会長が所有権移転の当事者となりますので、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、退席をお願いいたします。
- 議 長
- 【1番 深澤会長 退席】
事務局より議案の説明を求めます。
- 議 主 長 幹
- 【主幹 挙手】
松尾主幹。
議案書は17ページをご覧ください。
「所有権移転分」について、ご説明いたします。
●●地区の●●●●さん所有の●●第●●地割字●●●の畑1筆588㎡を岩手県農業公社へ売買するものです。
利用目的、売買価格等はお目通しください。
以上でございます。
- 議 長
- 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。
- 議 長
- 【「なし」の声】
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 議 長
- 【「異議なし」の声】
異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長

挙手全員です。

よって議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定いたします。

深澤会長は入室してください。ここで議長を交代いたします。

【1番 深澤会長 入室】

《日程第9》

議長

次に日程第9「議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

この案件は、座席番号20番の端坂推進委員が利用権設定の当事者となりますので、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、退席をお願いいたします。

【20番 端坂推進委員 退席】

議長

事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長

松尾主幹。

主幹

議案書は18ページをご覧ください。

今月の一括方式の案件は1件です。

一括方式については、先月ご説明したとおり、岩手県農業公社を通して契約するものについて、手続きが簡素化されております。

●●地区の●●●●さん所有の田3筆、合計5,727㎡を、農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して、同地区の●●●●さんと賃貸借するものです。

新規の案件となります。

利用目的、賃借料等はお目通しください。

以上になります。

議長

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長

挙手全員です。

よって議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定いたします。

端坂推進委員は入室してください。

【20番 端坂推進委員 入室】

《日程第10》

議長 次に日程第10「議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 松尾主幹。

主幹 議案書は19～20ページをご覧ください。

「利用権貸借分」について、ご説明いたします。

1件目は、●●市在住の●●●●さん所有の畑6筆田2筆合計4,413㎡を、●●地区の●●●●さんと賃貸借するものです。

2件目は、●●市在住の●●●●さん所有の畑2筆3,144㎡を、●●地区の●●●●●●さんと賃貸借するものです。

3件目は、●●●地区の●●●●●●さん所有の畑1筆16,987㎡を同地区の●●●●●●さんと賃貸借するものです。

すべて再設定の案件となります。

利用目的や期間、賃借料などについては、それぞれ、お目どおしいただきたいと思

います。

以上になります。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定いたします。

《日程第11》

議長 次に日程第11「議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 松尾主幹。

主幹 議案書は21ページをご覧ください。

農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想について、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条により、基本構想の作成については農業委員会の意見を聴かなければならないとされております。

今回は、基本構想の内容に一部変更があったため、農業委員会の意見を求めるものです。

議 長 以上でございます。
本議案の内容につきましては、農林環境エネルギー課の打田内係長から説明していただきます。

【農林環境エネルギー課係長 挙手】

議 長 農林環境エネルギー課、打田内係長。

環工ネ係長 今回ご審議いただく「農業経営基盤強化促進基本計画」について簡単にご説明いたします。この計画は農業経営基盤強化促進法という法律に基づいて、担い手が目指すべき経営指標や農地集積の目標等について、おおむね5年ごとに定めることとされており、昨年度に県がその計画を策定しましたので、それをもとに今回、町の計画を見直そうというものです。

この計画では、認定農業者として認定を受け経営していく上での一つの目標となる、年間農業所得目標や、年間労働時間も定めており、農家一人一人が足腰の強いしっかりとした農業経営を目指すよう計画を策定しているものです。

それではまず、添付しました資料の「変更概要」をもとにご説明したいと思います。

まず、変更の趣旨でございますが先ほども少し申しましたとおり、町では農業経営基盤強化促進法の規定に基づき「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を定めているところであります。

県でも同様に、法律の規定に基づきまして「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針」を定めています。

町の「基本構想」は、県の「基本方針」に即するとともに調和が保たれなければならないこととされています。

県の「基本方針」が、令和3年3月に変更されたことから、今回見直しを行うものであります。

次に主な変更内容でございます。

(1) 主たる従事者等の所得目標及び労働時間を、県の基本方針に示された所得目標及び労働時間を参考にしながら見直したものでございます。

県の所得目標と労働時間については、農業以外の他の産業に従事されている方の水準に合わせて、この数字にしたとういものでございます。

主たる従事者の所得目標ということで、現行では400万円程度としていたものを改正案としては420万程度としております。

主たる従事者の労働時間については2,100時間としていたものを2,000時間と改正しております。

また、1経営体当たりの所得目標は、主たる経営者1人と補助従事者1人の金額は550万円程度を570万円程度に改正するものでございます。

新たに農業経営を営もうとする成年等の労働時間については、2,100時間を2,000時間に改正しようとするものでございます。

(2) 農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合されたことから、関連項目を削除したものです。

変更箇所を赤書きした基本構想案と新旧対照表については添付してありますので、それぞれ確認いただければと思います。

農業委員会さんの部分は前回と変更した部分はありませんので、これまでどおり農地集積等でご協力いただければと考えております。

以上で簡単ですがご説明を終わります。

- 議 長 よろしくお願ひいたします。
以上で説明が終わりました。
ただ今の議案第6号について、質疑等のある方はどうぞ。
- 議 長 **【「なし」の声】**
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 議 長 **【「異議なし」の声】**
異議なしと認め、採決に移ります。
議案第6号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。
- 議 長 **【挙手全員】**
挙手全員です。
よって議案第6号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について」は原案のとおり決定いたします。
- 以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第7回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和4年2月1日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____